静岡県立清水特別支援学校長

## 感染症による出席停止のお知らせ

下記の疾病に罹っているか、またその疑いがあるため、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止を指示します。 なお、登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記の登校許可証明書を学校へ提出してください。

種	疾 病 名	出席停止期間				
1	( )	治癒するまで				
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療 が終了するまで				
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現した後5日経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで				
2	風しん	発しんが消失するまで				
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで				
	結核					
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで				
	流行性角結膜炎					
	急性出血性結膜炎					
3	腸管出血性大腸菌感染症					
	その他の感染症 ( )					

			登校許可	証明書				
1 病	名							
2 出原	<b>写停止機関</b>		月	日	~	月	目	
3 70	)他の指示事項	į						
上記の疾病は	すでに感染の	おそれはな	く、登校しても	差し支えな	いことを証明し	します。		
令和	年	月	日	医療機関	名			
				医 師	名			印